

大分市防犯灯維持費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、防犯灯を維持する自治会、P T Aその他市長が適当と認める団体（以下「補助対象団体」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、大分市防犯灯設置・管理費補助金交付要綱（平成22年4月1日施行。以下「防犯灯設置等補助金要綱」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「防犯灯維持費」とは、防犯灯設置等補助金要綱の規定に基づき設置した防犯灯に係る使用電気料金をいう。

（補助対象等）

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、防犯灯維持費補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（交付決定の通知等）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防犯灯維持費補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(変更届)

第7条 補助対象団体の代表者は、防犯灯のうち自治会はざま防犯灯に該当しなくなったものについては、自治会はざま防犯灯変更報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告するものとする。この場合において、当該報告に係る防犯灯は、当該変更の生じた年度の翌年度において一般防犯灯に変更されたものとみなす。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に防犯灯設置等補助金要綱附則第3項の規定による廃止前の大分市防犯灯補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）の規定により、使用した防犯灯の使用電気料金に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に防犯灯設置等補助金要綱附則第3項の規定による廃止前の大分市防犯灯補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）の規定により、使用した防犯灯の使用電気料金に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市防犯灯維持費補助金交付要綱様式第1

号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別 表（第3条、第4条関係）

防犯灯区分	補助対象経費	補助金の額	申請書添付書類
一般防犯灯	防犯灯の維持(年間の電灯費)に要する経費	補助対象経費の100分の65以内の額(千円未満切捨て)とする。	(1) 前年度の電灯費の支払いを明らかにする書類 (2) その他市長が必要と認めるもの
自治会はざま防犯灯及び指定区域内防犯灯		補助対象経費の100分の90以内の額(千円未満切捨て)とする。	